

欧州連合司法裁判所，共同体意匠の実体的登録要件に関し初めての判決

2011年10月28日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は，10月20日，共同体意匠の実体的登録要件に関する初めての判決（C-281/10）を下した。

共同体意匠制度は2001年に確立されたものの，これまでに十分な判例の蓄積もなく，共同体意匠規則（共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則No.6/2002）の解釈について判断基準が示されたケースは存在しなかった。特に本件において注目されたのは，共同体意匠規則の第6条および第10条に規定される「情報に通じた使用者（informed user）」の定義であり，ユーザーからもEUにおける統一的理解が求められていた。

本判決によって，「情報に通じた使用者」の定義が明確化されたことによって，共同体意匠の利用性が向上することが期待されている。

<C-281/10の経緯>

PepsiCo社は，欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に対して，共同体意匠規則に基づき，2003年9月9日にゲームの販売促進グッズのデザインに関して共同体意匠を出願し登録（No 74463-0001）された。これに対し，Grupo Promer社は，2004年2月4日，当該共同体意匠登録に対し，ゲームのための金属板に関する同社の先行する共同体意匠登録（No 53186-0001）について共同体意匠規則第25条(1)(b)および(d)に規定される無効理由に該当するとして，無効宣言を求める申請を行った。

OHIM無効部は，当該共同体意匠登録が無効であるとの判断を下したため，PepsiCo社が無効部の決定を不服としてOHIM審判部に審判請求を行った。OHIM審判部は，最終的に，本件における意匠の外形における差異は，情報に通じた使用者に対して異なる全体的印象を生ずると認定するに十分であると結論付け，無効部の判断を覆して無効宣言を求める申請を却下した。

さらに，Grupo Promer社からの提訴を受けた一般裁判所（General Court）¹は，OHIM審判部によって認められた差異は，本件意匠が，情報に通じた使用者に対する先行の意匠によって生じる印象と異なる全体的印象を生じさせるには十分でないとして，OHIMの審決を無効とした。これに対して，PepsiCo社はCJEUへ上訴した。

¹ リスボン条約の発効に伴い，第一審裁判所（Court of First Instance）から名称が変更されている。

<CJEU の判示事項の概要>

CJEU は、PepsiCo 社が主張した 5 つの争点の全てについて認めず、PepsiCo 社の請求を棄却する判決を下した。特に、関心の高かった「情報に通じた使用者」の定義については、CJEU は次のとおり判示した。

「情報に通じた使用者」の概念は、商標の問題において適用されるいかなる特別の知識を有さず紛争における商標同士の直接的な比較を一般的には行わない平均的な消費者（average consumer）と、詳細な技術的専門知識を有する専門家である分野別の専門家（sectoral expert）との間のどこかにあると解されなければならない。よって、情報に通じた使用者の概念とは、平均的な注意を払う使用者ではなく、個人的な経験または問題となっている分野における幅広い知識による特別に観察力のある使用者を参照するものとして理解することが可能である。

情報に通じた使用者の注意のレベルに関して、情報に通じた使用者とは、よく情報に通じた者ではなく、通常は意匠を全体として把握してその意匠の様々な詳細な点の分析を行わない、適度に観察力があり注意深い平均的な消費者ではないが、紛争における意匠の間に存在する可能性のある極微な差異を詳細に観察する能力を有する専門家でもない。よって、「情報に通じた」との限定は、使用者が、デザイナーや技術専門家の存在なしに、使用者は関心のある分野に存在する様々な意匠を知っており、それらの意匠が通常含む特徴に関する一定程度の知識を有し、関心のある製品への興味の結果として使用する際に比較的高い程度の注意を示すということを示唆している。

<参考：共同体意匠規則の仮訳>

第 6 条 独自性

(1) 意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、次の日前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなす。

(a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日

(b) 登録共同体意匠の場合は、登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日

(2) 独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならない。

第 10 条 保護の範囲

(1) 共同体意匠によって与えられる保護の範囲には、情報に通じた使用者に対して異なる全

体的印象を与えない意匠を含めるものとする。

(2) 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠创作者の自由度を考慮するものとする。

第 25 条 無効理由

(1) 共同体意匠は、次に該当する場合にのみ、その無効を宣言することができる。

(a) 意匠が第 3 条(a)による定義に適合していないこと

(b) 意匠が第 4 条から第 9 条までの要件を満たしていないこと

(c) 裁判所決定の結果、権利所有者が第 14 条に基づく共同体意匠の権利を有していないこと

(d) 共同体意匠が、当該共同体意匠の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日の後に公衆の利用に供されており、かつ、前記の日より先の日から、次のものにより保護されている先の意匠と抵触していること

(i) 登録共同体意匠若しくはその出願、又は

(ii) 加盟国の登録意匠権若しくはその出願、又は

(iii) 1999 年 7 月 2 日にジュネーヴで採択された、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下「ジュネーヴアクト」という)であって、理事会決定 954/2006 により承認されて共同体において有効となったものに基づいて登録された意匠権若しくはその出願

(e) 識別性を有する標識が後の意匠に使用されており、かつ、当該標識を規制する共同体法又は加盟国の法律が、当該標識の権利所有者に、その使用を禁止する権利を付与していること

(f) 意匠が、加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物に関する無許可使用を構成していること

(g) 意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第 6 条の 3 に掲げられている事項、又は何れかの記章、徽章及び紋章であって、前記の第 6 条の 3 の対象とされていないが、加盟国において特別の公益を有するものに関する不当使用を構成していること

(2)～(6) (略)

— 判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Fourth Chamber\)](#)

(以上)